

3月定例教育委員会議事録

- 1 開催日 令和8年3月12日(木)
- 2 会場 本庁舎 7階 会議室7A
- 3 開会 午後2時
- 4 出席委員 羽田明夫 教育長
増田紀子 委員(職務代理者)
増田徹哉 委員
外山敬三 委員
- 5 会議出席者 杉山佳丈 教育部長
鈴木 彰 学校福祉部長
長谷川貴紀 教育総務課長
福田陽子 学校教育課長
小林伸生 教育センター所長
萩原雅顕 学校給食課長
平田泰之 図書課長
荒井健 子ども支援課長
谷澤富美子 家庭支援課長
青島庸行 保育・幼稚園課長
下村千鶴子 子ども支援課総務担当主幹
書記 安藤隆行 教育総務課総務担当主幹兼庶務担当統括主幹
- 6 議事 別紙のとおり

<p>羽田教育長</p>	<p>【午後 2 時開会】</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、お忙しい中、3月定例教育委員会に御出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>本日の議事録署名人は「増田徹哉委員」と「外山委員」となりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議第 23 号、「焼津市立幼稚園一時預かり事業実施要綱の全部改正について」、保育・幼稚園課長より説明をお願いします。</p>
<p>青島保育・幼稚園課長</p>	<p>当日配布資料議案の 1 ページをご覧ください。焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則第 6 条第 2 項の規定の基づき、議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由については、これまで、公立幼稚園では、平成 27 年焼津市教育委員会告示第 1 号の「焼津市立幼稚園一時預かり実施要綱」により、園児の兄弟の、学校行事や授業参観等により、保護者が保育できない場合に限り、申し込みを頂き、降園時間以後も「一時預かり」を実施しておりました。</p> <p>今回は、児童福祉法に規定される、幼稚園型一時預かり事業として、利用条件に保護者の就労等を利用資格に追加して、旧要綱の全部を改正し、新たな「焼津市立幼稚園一時預かり事業実施要綱」について議決を求めるものになります。</p> <p>それでは、要綱について、説明させていただきます。</p> <p>議案の 2 ページをご覧ください</p> <p>第 1 条（目的）は、幼稚園型一時預かり事業を実施することにより、保護者の子育て等を支援することです。</p> <p>第 2 条は定義で、「預かり保育」は、幼稚園の教育時間以外の時間において、保護者の就労、妊娠、疾病その他の預かり保育事業を必要とする要件に該当する園児を対象とし、(1) 年間利用、(2) 一時利用、(3) 長期休業日利用、これは夏休み期間等の利用になりますが、これらとなります。</p> <p>第 3 条は実施施設で、(1) 年間利用と (3) 長期休業利用を大井川西幼稚園で実施、(2) 一時利用を、公立幼稚園全 5 園で実施する旨定めております。</p> <p>第 4 条の実施日は、(1) 土日と祝日、(2) 一時利用は、学年始、夏季、冬季と学年末の休業日として園長が定める日、(3) その他園長が必要と認める日、これ以外の日が実施日で、教育委員会が必要と認めたときは変更することができるものと定めております。</p> <p>第 5 条は、預かり保育の時間で、(1) 年間利用と (2) 一時利用は、教</p>

育時間終了後から午後4時まで、(3)長期休業日利用は、午前9時から午後4時までとなっております。

第6条は、利用資格の関係で、利用できる者は、実施施設の在園児で、(1)年間利用の場合は、保護者の就労、妊娠、出産、疾病その他の理由により預かり保育を必要とする幼児、(2)として一時利用の場合は、兄弟の学校行事などの家庭の事情により、一時的に預かり保育を必要とする幼児、こちらは、旧要綱で行われたものを、引き続き利用できるようにしたものでございます。(3)長期休業日は、次の第7条第2項の規定による年間利用の許可を受けた者になります。

第7条は年間利用の手続きに関する事で、利用する保護者は、「年間利用預かり保育申請書(第1号様式)」を提出し、教育委員会は審査・許可をして、「年間利用預かり保育決定通知書(第2号様式)」を保護者に交付するものとしています。

第8条は、年間利用預かり保育の利用中止の手続で、利用の必要がなくなったときは、速やかに年間利用預かり保育中止届(第3号様式)を教育委員会に提出していただく旨定めております。

第9条は、一時利用の手続で、利用したい時は「一時利用預かり保育利用申込書(第4号様式)」を利用日の7日前までに園長に提出する。特別の事情があると認める場合は、この限りでないとしております。

第10条は、長期休業日利用の手続の関係で、第7条、第8条の年間利用の手続きを準用すると定めております。

第11条は、利用許可の取消しで、幼児の退園や利用要件を欠いたとき、その他、ルールを守っていただけないなど、利用が適当でない場合は利用許可を取り消すことができると定めております。

第12条、最後になりますが、預かり保育料で、年間利用と長期休業日を利用する保護者は、預かり保育料として1日450円を負担すること。ただし、子ども・子育て支援法の無償化事業の対象となりますので、実際の保護者負担は「なし」ということとなります。

また、第2項では、今までどおり、一時利用の、預かり保育料は、無料と定めております。

施行日につきましては、令和8年4月1日となりまして、様式第1号から第4号については、5ページから8ページ資料のとおりとなっております。

今まで、実施してきました、一時利用預かり保育は全園で継続して実施されますが、年間利用と長期休業日利用の預かり保育は、試行的な側面もあり、大井川西幼稚園のみでの実施となります。

説明は、以上になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
増田紀子教育委員	<p>保護者の様々な事情があると思うので、これからどの程度の預かり保育の希望があるかはわかりませんが、預かり保育の件数が増えると先生方の負担は今までと違って来るかと思えます。例えば、教材の準備を行うなどの時間も必要になってくると思いますが、今後、教職員の人数を増やすといった対応は考えていますか。</p>
青島保育・幼稚園課長	<p>少し前に、大井川西幼稚園でアンケートを実施しており、夏休み中や、長期の休暇の時も、毎日ではなく週に1日から3日程度利用したいという方が一番多くおりました。園児数も減っているため、1日5人から10人位の利用があるのではないかと想定しております。</p> <p>今回、大井川西幼稚園で試行し、園の先生方にご理解をいただき、加配無しで試行しますが、先生方の働き方も変わるため、今後どの位の加配が必要になるかといったことも見極めていきたいと考えています。また、年度の途中でも、大変なことがありましたら保育幼稚園課の教諭が応援に入ったり、会計年度任用職員の教員を配置したりといったことは想定しております。</p>
外山教育委員	<p>児童福祉法に基づいて改正したところほどの箇所になりますか。また、預かり時間が午後4時までとなっていますが、家庭の事情で預かり時間を延長して欲しいといった要望があった場合はどのように対応しますか。</p>
青島保育・幼稚園課長	<p>今まで、市独自のルールで本事業を実施していましたが、今回、児童福祉法に基づいて、一時利用預かり保育、長期休業日利用預かり保育を実施することとし、今までのサービスを落とすことなく実施するため、授業参観の時などは、幼稚園で預かり保育を行えるよう要綱を改正しました。</p> <p>また、預かり時間についてですが、民間の幼稚園ではもう少し遅い時間まで預かり保育を実施していますが、公立の幼稚園を選ぶ方は、保護者の方の意見を聞きますと、「子どもと接する時間を確保したい」という方が多くいます。但し、幼稚園の終わる午後2時30分であると少し早く、もう少し働きたいという保護者がおり、働き方のニーズ等も踏まえ、午後4時までとしています。</p>
羽田教育長	<p>その他、御意見・御質問、ありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>

出席委員全員	<p>それでは、お諮りします。</p> <p>議第 23 号、「焼津市立幼稚園一時預かり事業実施要綱の全部改正について」、承認することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
羽田教育長	<p>それでは、承認といたします。</p> <p>なお、保育・幼稚園課長につきましては、ここで退席となります。ありがとうございました。</p> <p>次に、議第 24 号「焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正について」、教育総務課長より説明をお願いします。</p>
長谷川教育総務課長	<p>議案、当日配布資料の 9 ページをご覧ください。</p> <p>提案理由につきましては、令和 8 年度の組織改正により、「教育総務課」が「教育政策課」に名称変更されることに伴い、焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正をしようとするものであります。</p> <p>11 ページをお願いします。</p> <p>焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部を改正する規則(案)の新旧対照表です。</p> <p>改正内容ですが、新旧対照表の左側「旧」の下線部に記載の、第 2 条第 1 項及び第 2 項の表、第 3 条第 1 項、次のページ 12 ページをお願いします。第 5 条の 2 第 2 項の「教育総務課」を、右側「新」に記載のとおり、「教育政策課」に改めるものであります。</p> <p>以上で「議第 24 号 焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正について」の説明とさせていただきます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
出席委員全員	<p>(質疑なし)</p>
羽田教育長	<p>それでは、お諮りします。</p> <p>議第 24 号「焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正について」、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
出席委員全員	<p>(異議なし)</p>

羽田教育長	<p>それでは、承認いたします。</p> <p>次に、議第 25 号 「焼津市教育委員会処務規程の一部改正について」、引き続き、教育総務課長より説明をお願いします。</p>
長谷川教育総務課長	<p>議案、当日配布資料の 13 ページをご覧ください。</p> <p>提案理由につきましては、先ほどご説明いたしました「焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正について」と同様、令和 8 年度の組織改正により、「教育総務課」が「教育政策課」に名称変更されること、それに加えて、その他教育委員会事務局組織の実態に則した所要の修正を行うため、焼津市教育委員会処務規程の一部改正をしようとするものであります。</p> <p>資料 15 ページをお願いします。</p> <p>焼津市教育委員会処務規程の一部を改正する規程（案）の新旧対照表です。</p> <p>改正内容ですが、新旧対照表の左側「旧」の下線部に記載の、第 3 条の 2 の項中「教育総務課長」を、右側「新」に記載のとおり、「教育政策課長」に改め、下の方に行きまして、左側「旧」の下線部に記載の、8 の項第 2 号中「8 の項」を、右側「新」に記載のとおり、「7 の項」に改め、その下の右側「新」の下線部に記載の、9 の項に、第 2 号として、「青少年の教育に関する事業の実施」を加え、その下の左側「旧」の下線部に記載の、10 の項中、第 2 号を削るものであります。</p> <p>以上で「議第 25 号 焼津市教育委員会処務規程の一部改正について」の説明とさせていただきます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
出席委員全員	<p>(質疑なし)</p>
羽田教育長	<p>それでは、お諮りします。</p> <p>議第 25 号 「焼津市教育委員会処務規程の一部改正について」、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
出席委員全員	<p>(異議なし)</p>
羽田教育長	<p>それでは、承認いたします。</p>

<p>長谷川教育総務課長</p>	<p>次に、議第 26 号「教育委員会に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正について」、引き続き、教育総務課長より説明をお願いします。</p> <p>議案、当日配布資料の 16 ページをご覧ください。</p> <p>提案理由につきましては、「市長事務局に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程」の一部改正に伴い、これまで教育委員会の承認を得た上で 1 時間を超えない範囲で勤務時間の繰り上げ又は繰り下げが認められていたものを、所属長の判断でより幅広い時間帯で勤務時間の割振りができるようにするため、「教育委員会に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程」の一部改正をしようとするものです。</p> <p>18 ページをお願いします。</p> <p>教育委員会に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程（案）の新旧対照表です。</p> <p>改正内容ですが、新旧対照表の左側「旧」の下線部に記載の、第 3 条第 2 項の後段以降を削り、その下の同条第 3 項を、右側「新」に記載のとおり、「前 2 項の規定にかかわらず、所属長（焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則（昭和 36 年焼津市教育委員会規則第 3 号）第 7 条の課長及びこれに相当する職をいう。以下同じ。）は、業務の都合により特に必要があると認めるときは、規則第 2 条に規定する基準の範囲内において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を変更することなく始業及び終業の時刻を繰り下げ、又は繰り上げることができるものとする。」に改め、その下の第 4 条第 1 項の後段に、右側「新」の下線部に記載のとおり、「この場合において、所属長が週休日を定めるときは、規則第 2 条に規定する基準によりこれを定めなければならない。」を加え、その下の同条第 2 項を削るものであります。</p> <p>今回の改正により、例えば、19 時 15 分までの会議がある時、今までは、17 時 15 分から 19 時 15 分までは勤務時間外となりますので 2 時間分、時間外の申請をして時間外勤務として業務を行っていましたが、今後は、就業開始時間を通常 8 時 30 分から 2 時間後の 10 時 30 分からにすることで、時間外申請なしで通常勤務時間と同じ勤務時間にするといったことが可能とする措置になります。</p> <p>以上で「議第 26 号 教育委員会に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正について」の説明とさせていただきます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>説明が終わりました。</p>

出席委員全員	御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。 (質疑なし)
羽田教育長	それでは、お諮りします。 議第 26 号「教育委員会に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正について」、承認することとしてよろしいでしょうか。
出席委員全員	(異議なし)
羽田教育長	それでは、承認といたします。 次に、議第 27 号「焼津市学校給食費に関する規則の一部改正について」、学校給食課長より説明をお願いします。
萩原学校給食課長	議案の 19 ページをご覧ください。 提案理由につきましては、国において学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」が創設されることに伴い、焼津市学校給食費に関する規則の一部を改正しようとするものであります。 21 ページをお願いします。 焼津市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則(案)の新旧対照表です。 改正内容ですが、新旧対照表の左側「旧」の第 3 条に右側「新」下線部の「ただし、第 1 号に定める額が零円以下となる場合は徴収しない」との、ただし書きを加え、また、左側「旧」の第 3 条 1 号中「4,200 円」の次に、右側「新」下線部の「から、国の給食費負担軽減交付金の算定に係る児童 1 人当たりの基準額を差し引いた額」を加え、記載のとおり規則を改めるものであります。 以上で「議第 27 号 焼津市学校給食費に関する規則の一部改正について」の説明とさせていただきます。 ご審議の程、よろしく願いいたします。
羽田教育長	説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
外山教育委員	国から交付金が公布されるということですが、そうなると、給食費は実質 0 円になるということですか。

萩原学校給食課長	令和8年度の基準額が一月当たり5,200円になります。それに対して、本市は、一月当たり5,313円であり、113円オーバーするわけですが、その分につきましては、市費で負担をする予定であるため、実質0円ということになります。
外山教育委員	中学校については、どうなりますか。
萩原学校給食課長	中学校については、まだ見通しが立っておりません。今後、小中学校の給食実施状況の違い等も含め、課題の整理を行ったうえで検討していくという状況です。
羽田教育長	第3条第1号の4,200から5,200円を引いてマイナス1,000円となり、0円以下のため徴収しないという考え方でよいですか。
萩原学校給食課長	現在は、国の基準額が5,200円ですが、仮に、国の基準額が4,200円を下回った場合、その差額が保護者負担となるため、このような記載としています。
羽田教育長	承知しました。 それでは、お諮りします。 議第27号「焼津市学校給食費に関する規則の一部改正について」、承認することとしてよろしいでしょうか。
出席委員全員	(異議なし)
羽田教育長	それでは、承認いたします。 次に、議第28号「焼津市立小中学校の特別支援学級の通学区域について」、学校教育課長より説明をお願いします。
福田学校教育課長	22ページをお願いいたします。 「議第28号 焼津市小中学校の特別支援学級の通学区域について」、議決を求めます。 提案理由は、焼津西小学校、港小学校、港中学校に特別支援学級を開設することに伴い、通学区域を改正しようとするものであります。 23ページをご覧ください。焼津市立小中学校通学区審議会に諮問した内容は3つあります。1つ目は、焼津西小学校に知的の特別支援学級を開設することにより、対象通学区域を現行の焼津東小学校の通学区域から焼

<p>羽田教育長</p>	<p>津西小学区分を切り分けること、2つ目は、港小学校に自閉症・情緒の特別支援学級を開設することにより、現行の小川小学校の通学区域から港小学校学区分を切り分けること、3つ目は、港中学校に知的の特別支援学級を開設することにより、現行の小川中学校の通学区域から港中学校学区分を切り分けること、以上の3つについて諮問いたしましたところ、審議の結果、24 ページにありますように、通学区域を改正することが適当であるという答申が出されました。</p> <p>以上の内容につきまして、御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
<p>出席委員全員</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>県は、拠点校方式とあって、特別支援学級は全校ではなく、市内の一部の学校に設置する方式をずっと進めていました。</p> <p>しかし、県の方針が10年程前から変わり、子ども達が通いやすい場所にするといったことや、希望者がいるようであれば、どの学校にも開設していったらどうかという話があり、本市もここ10年程で、小川中、豊田小学校、豊田中学校、また、来年度は焼津西小へ設置と進めているところです。</p> <p>それでは、お諮りします。</p> <p>議第28号「焼津市立小中学校の特別支援学級の通学区域について」、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
<p>出席委員全員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>それでは、承認いたします。</p> <p>次に、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項の1番、「令和8年2月市議会定例会代表・一般質問について」、教育部長、学校福祉部長から説明をお願いします。</p>
<p>杉山教育部長</p>	<p>報告事項(当日配布資料)の冊子の1ページ目を御覧ください。</p> <p>1ページ、2ページは、目次として議員ごとの質問題目を記載したものととなりますが、今回の市議会定例会にあっては、教育委員会関連として4人の議員から質問がありました。3ページから9ページは議員ごとの代表</p>

<p>鈴木学校福祉部長</p>	<p>質問と一般質問の通告内容となっております。10 ページ以降は、議員の質問それぞれに対する教育長答弁を掲載しております。</p> <p>初めに、学校福祉部長より御説明申し上げます。</p> <p>10 ページを御覧ください。</p> <p>奥川清孝議員からの代表質問となります。左側の質問項目になりますが、奥川議員からは、「0（1）こども・教育分野（切れ目のない子どもの発達・成長支援体制について）」として、</p> <p>「学校において発達や生活、登校に配慮を要する子どもとその家庭に対し、教育・福祉・医療がどのように連携して支援していくか、その方針について」の質問があり、教育長が答弁しました。</p> <p>右側答弁文章の2をご覧ください。</p> <p>「すべての児童生徒の健やかな成長のためには、家庭と学校だけでなく、教育委員会はもちろん、地域や行政、その他の関係機関など、多くの人や組織が児童生徒とその家庭に関わることが大切であります。本市においては、学校生活・家庭生活など様々な面で支援が必要な児童生徒への教育的支援の強化、またその家庭への福祉的支援の充実を図るため、市や教育委員会が児童生徒やその家庭に直接関わることも含め、一体的な支援に努めてきております。具体的には、令和2年度に学校教育課内に2人の正規職員を配して「家庭・こども支援室」を設置し、翌年の令和3年度には、これを「課」として職員を6人に増やし、さらに、令和5年度には、全国に類を見ない学校福祉部を置き、3年目を迎えた本年度は、専門職を含め職員18人体制で、発達や生活、登校など、様々な面で支援を要する児童生徒とその家庭へ寄り添った支援を重ねてきているところであります。現在、学校福祉部は学校と情報を共有しながら当該児童生徒とその家庭に寄り添って支援する中で、福祉、医療につなぐ必要があれば、学校福祉部が起点となって、その関係機関と連携して支援にあたっております。</p> <p>11 ページを御覧ください。</p> <p>具体的には、たとえば、児童生徒に心配な表れが見られる原因が、保護者の心の問題と考えられる場合には、保護者に寄り添って必要な医療に繋げるなど、保護者の心の安定を図るための支援を行っております。また、生活困窮が原因と考えられる場合には、必要な行政サービスを受けて生活の安定を図ることができるように、学校福祉部の職員が保護者と一緒に窓口まで行って手続きをするなどの支援をしております。このように、支援を必要とする児童生徒は、家庭環境も含めて、その状況や必要な支援、保護者の願いなどが様々ですので、個々に即した対応や支援が必要となります。今後も、学校と学校福祉部だけでなく、関係諸機関との密な連携に努め、すべての児童生徒の健やかな成長のために力を尽くして参りたいと考</p>
-----------------	---

<p>杉山教育部長</p>	<p>えております。」と答弁しました。</p> <p>次のページは、教育部長より御説明申し上げます。</p> <p>次に、深田ゆり子議員からの質問となります。</p> <p>深田議員からは、「施政方針・提案理由から市長の政治姿勢を問う」として、3項目の質問があり、教育長が答弁しました。</p> <p>はじめに、「質問項目の(3)教育の無償化～学校給食無償化」として「ア 本市は、令和7年度でみると国の基準額よりも高いが違いは何か。また、令和8年度はどうなるのか。」については、右側答弁文章の2をご覧ください。</p> <p>「はじめに、本市の児童1人当たりの月額食材費と国の基準額との違いについてであります。本市の月額食材費は、物価が高騰する中であっても、栄養バランスや量を保った安全な学校給食を提供するために設定したものであり、国の基準額は、令和5年度給食費実態調査の全国平均額に、近年の物価動向を加味して設定されたものであります。次に、本市の令和8年度の児童1人当たりの月額食材費は、令和7年度と同額としており、また、国の基準額については、毎年、給食費に関する調査を実施し、適切な額を設定するとされております。」と答弁しました。</p> <p>次に、「質問項目 イ 中学校給食は「国の責任において無償化に取り組むべきもの」と11月議会で答弁があったが見通しはどうか」、については、答弁文章の5をご覧ください。</p> <p>「次に、中学校の給食費無償化については、国からは、課題の整理等を行った上で検討すると示されており、今後、計画的に実施されるものと考えております。」と答弁しました。</p> <p>13 ページを御覧ください。</p> <p>次に、「0(4)学校教育 AIドリル、デジタル教科書、30人学級」に関する質問のうち、「質問のア 本市はAIドリルやICTを活用した授業を進めているが、低学年における活用状況はどうか」については、右側答弁文章の2をご覧ください。</p> <p>「AIドリルの活用につきましては、学習内容の定着度の確認や個別学習、長期休業中の自主学習など様々な場面で活用されております。学習データを蓄積・分析し、つまづきに応じた解説や問題を提示する機能があることから、自分のペースで意欲的に取り組んでおります。次に、ICTの活用についてであります。主にカメラ機能による記録や、自身の考えを友達と共有するツールなどで活用され、児童の知的好奇心を引き出し、「もっと知りたい」「伝えたい」という能動的な学びにつながっております。」と答弁しました。</p> <p>次に、「質問のイ 2030年度からの小学校教科書のデジタル化につい</p>
---------------	--

て」は、右側答弁文章の5をご覧ください。

「デジタル教科書につきましては、国において議論が進められており、今後、文部科学省から発行されるガイドラインを基に、慎重に見極め、適切な判断をしたいと考えております。」と答弁しました。

次に、「質問のウ 焼津市として30人学級を静岡県独自で実施できるよう県へ働きかけてはどうか」については、右側答弁文章の6をご覧ください。

「次に、30人学級編制についてです。小学校は、本年度、全学年35人学級編制となり、来年度以降、中学校においても順次35人学級編制としていく方針が国から示されたところでありますので、現段階では、県に対して、30人学級編制について要望することは考えておりません。」と答弁しました。

14 ページを御覧ください。

次に、「0(10) ジェンダー平等推進」に関する質問のうち、「質問のイ 生理用品の設置」については、右側答弁文章の1をご覧ください。

「次に、学校のトイレへ生理用品を設置することについてですが、現在、全小中学校の保健室に生理用品を常備し、必要とする児童生徒へ速やかに提供できる体制を整えております。生理用品の提供は、単なる配布にとどまらず、児童生徒が困ったときに自ら助けを求められる力を育む大切な機会と捉えております。」と答弁しました。

15 ページを御覧ください。

次に、村田正春議員からの質問となります。

村田議員からは、「焼津市教育大綱について」として、「第2期焼津市教育大綱のうち学校教育の充実について」4項目の質問があり、教育長が答弁しました。

はじめに、「質問項目(1)のア 第2期焼津市教育大綱(基本理念等)の学校への浸透状況を伺う。」については、右側答弁文章の2をご覧ください。

「はじめに、第2期教育大綱の基本理念等の学校への浸透状況についてであります。まず、多くの学校で教育大綱の基本理念、並びに教育大綱を基にした本市の学校教育の重点「失敗や間違いを恐れない子、疑問を言える子 子供たちに挑戦(旅)をさせる」をグランドデザインや学校経営書に記載しています。また、各校の学校教育目標や重点目標には、それぞれの学校の児童生徒の実態に即して、「自分から動こう、みんなと動こう」や「やってみよう! 自分からチャレンジ、みんなでチャレンジ」、「心豊かで、自ら考え実践する生徒」、「自ら動く! Let's Try!」など、教育大綱の基本理念を念頭に置いた目標が掲げられており、教育大綱やそれを受けた自校の目標に向けて、日々の学校経営が行われているものと受け止めて

おります。」と答弁しました。

次に、「質問項目のイ 第2期焼津市教育大綱(基本理念等)の子供や保護者への浸透状況を伺う。」については、右側の答弁文章の5をご覧ください。

「次に、児童生徒や保護者への浸透状況についてであります。16 ページを御覧ください。昨年5月に、教育大綱の改訂に反映させることを目的として、小学校2、4、6年生と中学校2、3年生を対象に、「どのような人になりたいと思いますか」というアンケート調査を実施したところ、「失敗しても諦めない」や「優しい人になりたい」、「人から信頼される」など、第2期教育大綱の基本理念が求めている姿と一致した回答が多く見られました。また、保護者への「どのような人に成長していったほしいですか」という質問への回答も、「自立した人」、「自分で考えて行動する人」、「思いやりのある人」、「人に優しく」など、同様の結果であり、第2期教育大綱の基本理念が、児童生徒や保護者にも浸透しているものと受け止めております。」と答弁しました。

次に、「質問項目のウ これまでの学校の教育活動等から見える成果を伺う。」及び、「質問項目のエ これまでの子供の姿から見える成果を伺う。」については、右側の答弁文章の8をご覧ください。

「次に、学校の教育活動等から見える成果、並びに児童生徒の姿から見える成果についてであります。学校では、授業や特別活動、行事など、学校生活のあらゆる場で、教員からの指示を極力控え、「児童生徒が自ら判断し、自ら動き出すことを意図した働きかけ」を大切にして教育活動を進めております。具体的な事例をあげますと、ある小学校では、児童から「高校の文化祭のようなものを企画したい」、「一般の人に対して物を売ったり劇を披露したりしたい」という声上がり、PTA活動とタイアップして、児童が自分たちの学びを生かした販売活動や劇の上演を行いました。17 ページをお願いします。また、ある中学校では、生徒が自分の考える「もっといい街…焼津」の実現に向け、自ら調査や取材をして自分の考えをまとめ、地域の方や教育委員会の職員など関係者も招き、全校生徒の前でプレゼンを行う学習活動を行いました。このような各学校における教育活動で見られる児童生徒の実際の取組や姿に、その成果がうかがえます。また、本市においては、児童生徒の成長を把握し、本市の教育活動を見直すことを目的に、毎年、小学校5年生と中学校2年生にアンケート調査を実施しています。その中で、「大変なことでも、失敗を恐れなくて挑戦するようにしている。」と回答した児童生徒の割合が、令和3年度の67%に対して、昨年10月は72%と伸びております。また、「先生に頼らないで、自分や自分たちで考えて行動する場面が多くある。」と回答した児童生徒も、同様に令和3年度の80%から、昨年10月の85%と伸びてお

<p>羽田教育長</p> <p>出席委員全員</p>	<p>ります。各校では、「児童生徒が自ら判断し、動き出すことを意図した働きかけ」をするとともに、児童生徒のつまずきや失敗、試行錯誤する経験を大切にし、児童生徒と教職員が一つになって教育大綱の基本理念、学校教育の重点に向けて取り組んできており、徐々にではありますが、児童生徒が自ら考え、自ら取り組む主体的な態度が育ってきているものと考えております。」と答弁しました。</p> <p>18 ページを御覧ください。</p> <p>次に、「質問項目の（２）今後の焼津市の学校教育について」として、「ン 第２期焼津市教育大綱の５年間の終わりを迎えるにあたり、今後の学校教育の考えを伺う。」については、右側の答弁文章の１をご覧ください。</p> <p>「次に、今後の本市の学校教育についてであります。第２期教育大綱の理念が、学校だけでなく、児童生徒や保護者にも浸透し成果を上げてきておりますので、まずは、それを継続、発展したいと考えております。児童生徒が学校の中で「失敗しても大丈夫」という安心感をもって生活し、自ら考え、判断し、仲間と共に行動することで、幸せや生きがいを感じ、着実に「優しく、強く、愛しい人」に成長できるよう、本市の学校教育を推進してまいります。」と答弁しました。</p> <p>19 ページを御覧ください。</p> <p>次に、秋山博子議員からの質問となります。</p> <p>秋山議員からは、「HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）接種による副反応について十分な注意喚起を」として、質問があり、教育長が答弁しました。</p> <p>「質問項目の（１）ワクチン接種による副反応の注意喚起について」の「キ 小中学校の養護教諭のリスク情報の把握、情報共有はどのようにされているか。」については、右側答弁文章の２をご覧ください。</p> <p>「HPVワクチンに係る情報については、文部科学省や厚生労働省からの通知等により把握しております。また、養護教諭は、学級担任や個々の児童に関わる全ての教諭と児童生徒の心身の健康状態をはじめ、様々な情報を日頃から共有しております。」と答弁しました。</p> <p>以上、教育委員会に関連する教育長答弁を御報告させていただきました。よろしく申し上げます。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p>
----------------------------	--

羽田教育長	次に、報告事項の2番、「令和8年度 焼津市立図書館開館日について」、図書課長から説明をお願いします。
平田図書課長	<p>報告事項（当日配布資料）の20ページをご覧ください。</p> <p>図書館の休館日は、焼津市図書館条例 第5条に月曜日と規定されていますが、月曜日が祝日法の休日に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日法の休日でない日となっています。</p> <p>二つ目が年末年始です。</p> <p>三つ目が館内整理日で、毎月の第4金曜日となっていますが、焼津図書館と大井川図書館の両館を同時に閉館することなく、どちらかは開館するようにしています。</p> <p>焼津図書館は毎月第4金曜日で、大井川図書館は、毎月月曜日以外の最終の平日としていますが、その日が第4金曜日にあたる場合はその前日としており、8月27日(木)、11月26日(木)、12月24日(木)、及び2月25日(木)がこれに該当します。</p> <p>四つ目が特別整理期間で、焼津図書館では蔵書点検のため、5月18日から23日までの6日間を予定しています。</p> <p>また、大井川図書館では6月17日から6月22日までの6日間を予定しています。</p> <p>これにより、令和8年度の開館日数は、焼津図書館 大井川図書館ともに291日となります。説明は以上です。</p>
羽田教育長	説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
出席委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	次に、報告事項の3番、「いじめ問題への対応について」、子ども支援課長から説明をお願いします。
荒井子ども支援課長	<p>当日配布資料報告事項の21ページをお願いします。</p> <p>まず、小学校の状況であります。2月の新たな「いじめ」の認知件数は42件でありました。昨年度よりも、増加しています。「相手が嫌がることを言ったりしたりする」、「あだ名で呼んでからかう」、「靴をかくされる」、「意地悪をされて嫌な思いをする」など、いずれも学校で適切に指導し、見守りを続けております。</p> <p>次に、22ページをお願いします。</p> <p>中学校の新たな「いじめ」の認知件数は、23件でありました。こちら</p>

	<p>も昨年度よりも増加しました。</p> <p>「いじられたり、体型を馬鹿にされたりする」、「嫌がることを言ってからかう」、「注意したことをきっかけにトラブルになりけんかになる」などといった内容でした。いずれも学校で適切な指導をして、解消に向けて取り組んでおります。</p> <p>21 ページ 22 ページとも右下の（４）現在の状況をご覧ください。小学校では、いじめの解消率が 42.5%となっております。しかし、認知から 3 か月以上たたないと解消にならないので、11 月までの認知件数における解消率ですと 69.2%が解消となっており、先月よりも 8.4%解消率が高くなっています。</p> <p>同様に中学校では、解消率が 43.4%となっており、先月よりも解消率が 5.6%高くなっています。3 か月前までの認知件数における解消率ですと 64.9%となっています。今年度も最後まで、積極的にいじめを認知し、解消件数も増やしていけるよう働きかけを続けていきます。</p> <p>次に、口頭での報告となりますが、1 件のいじめ重大事態の被害児童の様子についてご報告させていただきます。</p> <p>小学校 5 年生の児童 A さんです。フリースクールには定期的に通い、スイミングには行く回数を増やして頑張っています。年度末には、保護者に加えて、できれば本人も交えて面談を行う予定です。以上です。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
出席委員全員	<p>(質疑なし)</p>
羽田教育長	<p>次に、報告事項の 4 番、「最近の小中学校の状況について」、引き続き、子ども支援課長から説明をお願いします。</p>
荒井子ども支援課長	<p>資料の 23 ページをお願いします。</p> <p>「2 月の生徒指導関係」であります。まず、不登校については、小学生は 206 人で昨年度よりも 17 人増加しています。中学生は 289 人で、こちらは昨年度よりも 5 人減少しました。</p> <p>不登校児童生徒が希望をもって新年度を迎えることができるよう各学校に働きかけていきます。</p> <p>次に問題行動であります。小学校は 67 件、中学校は 55 件の報告がありました。昨年度と比較して、小学校中学校ともに増加しました。小学校では、「けんかを止めようとして砂をかけて殴られる」、「注意されたことに腹を立て、殴る」などの「生徒間暴力」が最も多く見られました。「相</p>

	<p>手が嫌がることを言ったり、悪口を言ったりする」、「相手が嫌がっているのにつく」などの「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」も多く見られました。</p> <p>中学校では、「いじられたり体型を馬鹿にされたりする」、「相手が嫌がることを言う」などの「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く見られました。「下校後に遊んでいる時に、友達にエアガンを打つ」、「挑発されて相手の髪の毛を引っ張る」などの「生徒間暴力」も多く見られました。自傷行為も小学校で1件、中学校で2件報告されました。</p> <p>次に交通事故については、小学生で1件でした。ヘルメットを着用して自転車で帰宅中にスーパーに入ろうとした乗用車と接触した事故になります。年度末年度初めの休みに入りますので、自転車に乗る際には、ヘルメットをかぶるなどの交通安全を各校で呼びかけていきたいと思います。</p> <p>最後に不審者についてであります。2月は1件でした。</p> <p>夜、公園の滑り台近くで、黒ずくめの男性が走り寄ってきたので、大声を出して逃げたという件です。</p> <p>年度末年度初めの休業中も、気を付けるように呼びかけ、もしも不審者と出会ったときには、早く警察に連絡するように働きかけてまいります。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
出席委員全員	<p>(質疑なし)</p>
羽田教育長	<p>次に、学校教育課長から説明をお願いします。</p>
福田学校教育課長	<p>当日配布資料（報告事項）の24ページをご覧ください。2月11日以降のインフルエンザ等による学級閉鎖の状況ですが、小学校が17学級、中学校が2学級となっています。インフルエンザ以外の学級閉鎖はありませんでした。この期間、昨年度はインフルエンザによる学級閉鎖はありませんでしたので、今年度は昨年度に比べ流行の期間が長かったと言えます。</p> <p>次に、令和8年度の入学式等についてであります。表にありますように、小中学校とも、4月6日（月）から9日（木）の間に、入学式・始業式が行われます。2月1日現在での数ですが、来年度の新1年生は、小中学校ともに減となっております。</p> <p>最後に、焼津市教育論文についてです。審査により優秀賞2点、奨励賞4点が決まり、昨日3月11日（水）に表彰式が行われました。</p> <p>表彰式では、優秀賞の山本養護教諭と藤井教諭が研究の概要を発表する</p>

	<p>とともに、奨励賞の4名の先生方からも研究にかけた熱い思いが語られました。印象的だったのは、どの方も、「自分の実践を市内の他の教員にも知ってもらいたい。」という思いを強く持たれていたことです。</p> <p>こうした地道な研究が、子どもたちの学びの充実につながっていくものと考えております。賞に入られた方の論文は、市内の先生方が見られるように先生方が使用しているパソコンのトップ画面に掲載する予定です。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
出席委員全員	<p>(質疑なし)</p>
羽田教育長	<p>昨日、優秀賞の2人が発表し、その後、奨励賞の方達が感想を言っておりましたが、印象的だったのは、そのうちの2人が、この賞をいただいたことは嬉しいですが、本日、この表彰式で優秀賞の2人の発表を聞いたことがすごい幸運であり、勉強になったということでした。優秀賞の2人の研究発表の内容は、とてもすばらしい論文であり、実際に子ども達のために取り組んだ教育が素晴らしいなと私も感じたところです。</p> <p>次に、報告事項の5番、「『優しく、強く、愛しい人の育成』実践事例集について」、教育センター所長から説明をお願いします。</p>
小林教育センター所長	<p>資料の25ページをお願いします。</p> <p>教育委員様には、別冊でカラー版も準備してありますので、そちらをご覧ください。</p> <p>市内小中学校では、焼津市教育大綱基本理念「優しく、強く、愛しい人」、学校教育の重点「失敗や間違いを恐れない子、疑問を言える子 子どもたちに挑戦 旅をさせる」の実現に向けた取組として、今年度も5点をあげ、教育活動を進めてまいりました。</p> <p>取組の5点とは、表紙にも書いてありますが、取組1として「魅力ある授業」、取組2として「心を育てる学校生活」、取組3として「教職員の和」、取組4として「家庭・地域との協働」、取組5として「関係諸機関との連携」です。</p> <p>本年度も学校訪問を通して、この取組に沿った素晴らしい実践をしている学校や先生方の様子をたくさん見ることができました。これらの実践を冊子としてまとめ、教職員に紹介することで、自分の授業観や教育観を見つめ直したり、刷新したりする機会になることを期待しています。画像も</p>

	<p>何枚か掲載し、実践の内容がイメージでき、かつ、個人が特定できない画像を使用しておりますが、市内の教職員の範囲の中で紹介する冊子となりますので、お取り扱いには、ご配慮いただけますようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、来年度からは、焼津市の学校教育の重点が「和のある集団の創造」に刷新され、具体的な取組5点についても内容がいくつか変更されます。新たな取組に沿った事例を、来年度も「優しく、強く、愛しい人」実践事例集として、市内教職員に紹介できるよう取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>説明は以上でございますが、最後に1点お知らせとしてご紹介させていただきます。</p> <p>本日より写真展「いきいきと輝く焼津の学校、がんばる子ども、支える先生」が開催されています。「子ども」、「先生」、「ボランティアさん」いずれも表情のよいものばかりですので、お時間ありましたらお立ち寄りくださいますようよろしくお願いいたします。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
出席委員全員	<p>(質疑なし)</p>
羽田教育長	<p>次に、その他の1番、「令和8年度教育委員会等の日程について」、教育総務課長より説明をお願いします。</p>
長谷川教育総務課長	<p>右上に「その他1」と記載があります「令和8年度教育委員会関係の会議日程について」の資料をご覧ください。</p> <p>令和8年度教育委員会等の日程・会場につきましては、このとおり予定しております。開催日時・会場につきましては、毎月の定例教育委員会で次回の御案内をさせていただきます。</p> <p>また、下段に記載している総合教育会議につきましては、今年度は、第3期焼津市教育大綱の策定のための協議を行ったことから、策定スケジュールを勘案しまして、8月に第1回を開催しましたが、令和8年度は、第1回目を6月30日に予定しています。説明は以上です。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
出席委員全員	<p>(質疑なし)</p>

羽田教育長

以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。
全体を通しまして、何かありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、次回の開催予定であります。次回は、令和8年度第1回目の定例教育委員会となります。日時は、4月15日（水）午後3時30分から予定しています。場所は、本日と同じ本庁舎7階 会議室7Aで行います。

以上をもちまして、3月定例教育委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

【午後3時6分閉会】